

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人雲南広域福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であつて、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給する。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間96万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間24万円以内とする。

3 この法人の理事長及び財務担当理事の報酬月額は、別表「理事長等の報酬」に定めるものとする。

4 非常勤理事に対する報酬は、別記1「非常勤理事の報酬」に定める額とする。

5 各々の監事の報酬は、別記2「監事の報酬」に定める額とする。

6 個々の評議員の報酬は、別記3「評議員の報酬」に定める額とする。

(当法人職員給与との併給)

第5条 この法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しない。

(費用弁償の支給)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、役員等が会議の招集に応じ出席した場合及び本会の用務のため出張した場合の旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて支給することができる。

(報酬等の支給日)

第7条 理事長及び財務担当理事の報酬等は、毎月20日に支払うものとする。

なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前日に繰り上げるものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月22日から施行する。

別表 理事長等の報酬

役職名	報酬の額
理事長	月額 20,000円
財務担当理事	月額 30,000円

別記1 非常勤理事の報酬

理事：理事会・評議員会出席の都度1人一律5,000円

別記2 監事の報酬

監事監査等への出席の都度1人一律5,000円

別記3 評議員の報酬

評議員会出席の都度1人一律5,000円